

## 入札説明書

### 1 案件名称

竹原市地域公共交通の実証運行に関する検討・評価業務委託

### 2 公告共通事項

竹原市ホームページに掲載（ダウンロード可）

### 3 入札条件

- (1) 入札は、仕様書、設計書、図面、入札説明書及び関係書類ならびに現場など熟覧のうえ、広島県・市町村共同利用電子入札システムにより行うこと。
- (2) 入札者は、建設業法、同法施行令、同法施行規則、竹原市契約規則、その他の関係規程及び市の各種契約約款を承諾のうえ、入札すること。
- (3) 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。
- (4) 指名競争入札の場合、入札者が1者である場合は、入札は不成立とする。

### 4 留意事項

落札者は、落札決定の日から5日以内に契約を締結するものとし、議会の議決が必要な場合には、落札後5日以内に仮契約（議会で可決後本契約が成立する旨の仮契約書）を締結すること。

### 5 業務費内訳書

- (1) 入札公告時に提示する設計図書に添付されている業務費内訳表（単価表は含まない）に記載している内容と同一の項目、数量により業務費内訳書を作成すること。業務費内訳書の合計額（消費税相当額を除く）と入札額（消費税相当額を除く）が相違している場合は、失格となる。
- (2) 様式は、指定しない。

### 6 必要業務日数又は履行期限

令和4年3月31日

### 7 最低制限価格算出について

本業務の業務区分は (3) とする。

### 8 契約保証金について

契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。

### 9 契約保証金の免除等

竹原市契約規則第33条による。

### 10 支払の条件

#### (1) 前払金

業務委託料の30%以内とする。

#### (2) 部分払

出来形に対する業務委託料相当額の10分の9以内をもって1回を限度とする。

#### (3) 完成払

#### (4) 支払特約等

令和2年度末に指定部分検査、令和3年度末に完成検査を実施するものとし、業務委託料は各年度の支払い限度額の範囲内で出来高に応じて年度毎に支払うものとする。

## 最低制限価格の算定方法を見直しました

◎ 最低制限価格は、次の業務ごとに、予定価格算出の基礎となった設計金額（以下「設計金額」という。）に基づき、当該各号に定める式により算定した額（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「算定額」という。）の1,000円未満の端数を切り上げた額とします。

- (1) 測量業務  
直接測量費＋測量調査費＋（諸経費×0.48）
- (2) 建築関係建設コンサルタント業務  
直接人件費＋特別経費＋（技術料等経費×0.6）＋（諸経費×0.6）
- (3) 土木関係建設コンサルタント業務  
直接人件費＋直接経費＋（その他原価×0.9）＋（一般管理費等0.48）
- (4) 地質調査業務  
直接調査費＋（間接調査費×0.9）＋（解析等調査業務費×0.8）＋（諸経費×0.45）
- (5) 補償関係コンサルタント業務  
直接原価＋（その他原価×0.9）＋（一般管理費等×0.45）
- (6) 特別なものについては、上記の算出方法にかかわらず、予定価格の10分の6から10分の8まで（(1)の場合は10分の6から10分の8.2まで、(4)の場合は3分の2から10分の8.5まで）の範囲で定めます。

◎ (1)の場合で、算定額が予定価格の10分の8.2を超える場合にあっては予定価格に10分の8.2を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、10分の6を下回る場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格をとします。

◎ (2)の場合で、算定額が予定価格の10分の7.5を超える場合にあっては予定価格に10分の7.5を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、10分の6を下回る場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格をとします。

◎ (3)(5)の場合で、算定額が予定価格の10分の8を超える場合にあっては予定価格に10分の8を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、10分の6を下回る場合にあっては予定価格に10分の6を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格をとします。

◎ (4)の場合で、算定額が予定価格の10分の8.5を超える場合にあっては予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り捨てた額を最低制限価格とし、3分の2を下回る場合にあっては予定価格に3分の2を乗じて得た額を算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格をとします。

◎ (1)～(6)の2以上の業務から構成されている業務の場合は、前述の方法により算定した額の合計額をもって算定額とし、1,000円未満の端数を切り上げた額を最低制限価格とします。